

老朽危険空家認定基準

(令和2年10月1日付 行総第183号)

(趣旨)

第1条 市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、市が実施する空家等(空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条に定義する「空家等」をいう。以下同じ。)に関する対策として、地方税法第349条の3の2に規定する人の居住の用に供する家屋について、当該家屋の損耗の状況により人の居住の用に供することができないものと認定する場合は、この基準の定めるところによるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)住宅 法第341条第3号に定める家屋のうち、人の居住の用に供するものをいう。
- (2)老朽危険空家 次のいずれかに該当する住宅をいう。
 - ア 現に居住している者が存在せず、また、将来の居住も見込めず、屋根、壁、基礎、柱、はり等が著しく損壊し、風雨を遮断することができない等、大規模な改修をしない限り人の居住の用に供することができないと認められるもの。
 - イ 前号に掲げるもののほか、法令の規定その他の事情により、人の居住の用に供することができないと認められるもの。
- (3)住宅用地特例 法第349条の3の2による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例をいう。

(老朽危険空家の認定)

第3条 市長は、住宅の調査を行い、別表の老朽度評定基準表により老朽危険空家を認定するものとする。

(家屋課税台帳の登録抹消)

第4条 前条の規定により老朽危険空家と認定した場合は、家屋課税台帳(家屋補充課税台帳を含む。)から当該家屋に係る登録を抹消することができるものとする。

(住宅用地特例の適用除外)

第5条 前条の規定により登録を抹消された家屋の敷地の用に供されている土地については、住宅用地特例の適用を除外することができるものとする。

2 前項により住宅用地特例の適用を除外する年度は、第3条により老朽危険空家に認定された日の翌年の1月1日(老朽危険空家に認定された日が1月1日の場合は認定された日)を賦課期日とする年度とする。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から実施する。